

富山県企業局低入札価格調査等実施要領

1 趣旨

この要領は、富山県企業局が発注する建設工事の入札における低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて行う調査をいう。以下「調査」という。）及び措置の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 調査の対象となる入札

(1) 予定価格が500万円以上2,000万円未満の工事（以下「適用工事」という。）の入札を最低制限価格の対象とする。ただし、次に掲げる工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。

ア 簡易な切土、盛土工事

イ 張芝工事

ウ 崩土等除去工事

エ 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事

オ 地下構造物を伴わない建物解体工事

(2) (1)の規定にかかわらず、指名競争入札方式で発注する予定価格が2,000万円以上の災害復旧工事その他の緊急を要する建設工事（(1)ア～オの工事を除く。）の入札については、調査の対象とせず、富山県企業局最低制限価格実施要領の適用を受けるものとする。

3 調査基準価格

(1) 適用工事の入札に当たり、予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調書にその価格を記載する。

(2) 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90

一般管理費等

100分の68

4 入札参加者への周知

適用工事の指名通知書又は発注公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

5 失格基準価格

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者（以下「失格基準価格算定対象者」という。）がある場合は、失格基準価格算定対象者（失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が低い者から順に3者）の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）を失格基準価格として設定する。
- (2) 失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が失格基準価格に満たない者は、失格とする。ただし、当該者の入札価格が、予定価格の算定の基礎となった次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（(3)において「合計額」という。）以上となる場合は、この限りでない。

純工事費（直接工事費及び共通仮設費の計）	100分の85
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の55

- (3) (2)の規定にかかわらず、(1)に規定する入札価格を平均した額を算定できない場合においては、失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が合計額に満たない者は、失格とする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、工場生産品等（納品時に仕様を満たすことの検査を行うこと等により、品質が確保されるものと認められるものに限る。）の設計額が直接工事費の10分の7に相当する額を超える場合には、適用しない。

6 落札者の決定の保留

入札執行者は、入札の結果、失格基準価格算定対象者（5の(2)又は(3)の規定により失格となった者（以下「失格者」という。）を除く。）がある場合は、入札参加者に対し、落札者の決定を保留する旨を通知するものとする。

7 調査の実施

- (1) 調査担当者は、次に掲げる者とする。
経営管理課長及び適用工事の事業主管課長

- (2) 調査の方法

調査担当者は、失格基準価格算定対象者（失格者を除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（富山県公共工事総合評価方式試行要領第2項に規定する総合評価方式の試行対象工事（以下「総合評価方式試行対象工事」という。）の場合は、評価値が最も高い者）（以下「最低価格入札者」という。）が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、(3)に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成する。この場

合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるとき（総合評価方式試行対象工事の場合は、評価値が同じでかつ同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるとき）は、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。

(3) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由（当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
- イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ウ 当該工事に関連する手持ち工事の状況
- エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）
- オ 手持ち資材の状況
- カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- キ 手持ち機械及び設備の状況
- ク 労務者の具体的な供給の見通し
- ケ 第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額
- コ 配置予定の技術者（必要に応じ施工体制台帳案及び施工体系図案を提出させる。）
- サ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画
- シ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ス シのうち富山県企業局が発注した工事についての工事成績（富山県企業局が準用する富山県請負工事成績評定要領に基づく工事の成績評定点をいう。以下同じ。）
- セ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- ソ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
- タ その他調査担当者が必要と認める事項

(4) 提出資料

(3)に定める調査項目について、提出を求める資料は別表のとおりとする。

8 低入札価格審査会の審査及び意見の表示

- (1) 経営管理課長は、様式第2号により低入札価格調査書を12に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。
- (2) 低入札価格審査会は、経営管理課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第3号により意見を表示するものとする。

9 低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 経営管理課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 経営管理課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした者（総合評価方式試行対象工事の場合は、評価値が最も高い者に次いで評価値が高い者）（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

- (3) (2)に規定する場合において、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者であるときは、7及び8並びに(1)の規定による手続（(4)において「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。
- (4) (3)の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札をした者（総合評価方式試行対象工事の場合は、次順位者に次いで評価値が高い者）（調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者に限る。）から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

10 入札参加者への通知

経営管理課長は、9の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

11 調査基準価格等の公表

- (1) 調査基準価格は、落札者の決定後、入札調書により公表するものとする。
- (2) 経営管理課長は、9の(2)から(4)までの規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、様式第4号により審査の結果の概要を公表するものとする。

12 低入札価格審査会の設置

8の(2)に規定する審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は、次に掲げる者とする。

- ア 企業局次長（会長）
- イ 経営管理課長
- ウ 電気課長
- エ 水道課長

13 その他

富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成9年企管規程第2号）第1条に規定する特定調達契約に係る入札を行う場合は、5の規定は適用しないものとするとともに、取扱いについては別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日以降に実施する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日以降に実施する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月25日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成21年9月7日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成23年8月24日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月15日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。